

独立行政法人日本スポーツ振興センター令和4年度計画 新旧対照表

赤字・下線部は改正部分

変 更 後 (令和4年9月5日変更届出)	変 更 前 (令和4年3月30日届出)
<p>独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第31条の規定により、独立行政法人日本スポーツ振興センター（以下「JSC」という。）の中期計画に基づく、令和4年度の業務運営に関する計画（年度計画）を次のとおり定める。</p> <p>I 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するため取るべき措置</p> <p>1 スポーツ施設の管理運営、並びにスポーツ施設を活用したスポーツの振興等に関する事項</p> <p>JSCは、保有するスポーツ施設の活用により、国民がスポーツに参画する機会をより多く提供できるよう、引き続き適切な新型コロナウイルス感染症対策等を施しつつ、JSCが長年蓄積してきたノウハウや経験を活用した効率的な管理運営を行うとともに、施設利用者に応じた調査を行うことにより、施設利用者のニーズを的確に捉えた、安心感や満足度の高いサービスを提供する。</p> <p>さらに、国立競技場をはじめとしたスポーツ施設の管理運営等の今後の在り方の検討に当たっては、「新国立競技場の整備計画」（平成27年8月28日新国立競技場整備計画再検討のための関係閣僚会議決定）に基づく「大会後の運営管理に関する検討ワーキングチーム」による検討結果等を踏まえた適切な対応を行う。</p> <p>(1) 保有する大規模スポーツ施設について、安全で高水準な施設環境を維持した上で、国際的・全国的なスポーツ大会等、様々な行事の利用に供する。</p> <p>(2) 年2回程度行うアンケート調査等を通じて得られた施設利用者のニーズを</p>	<p>独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第31条の規定により、独立行政法人日本スポーツ振興センター（以下「JSC」という。）の中期計画に基づく、令和4年度の業務運営に関する計画（年度計画）を次のとおり定める。</p> <p>I 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するため取るべき措置</p> <p>1 スポーツ施設の管理運営、並びにスポーツ施設を活用したスポーツの振興等に関する事項</p> <p>JSCは、保有するスポーツ施設の活用により、国民がスポーツに参画する機会をより多く提供できるよう、引き続き適切な新型コロナウイルス感染症対策等を施しつつ、JSCが長年蓄積してきたノウハウや経験を活用した効率的な管理運営を行うとともに、施設利用者に応じた調査を行うことにより、施設利用者のニーズを的確に捉えた、安心感や満足度の高いサービスを提供する。</p> <p>さらに、国立競技場をはじめとしたスポーツ施設の管理運営等の今後の在り方の検討に当たっては、「新国立競技場の整備計画」（平成27年8月28日新国立競技場整備計画再検討のための関係閣僚会議決定）に基づく「大会後の運営管理に関する検討ワーキングチーム」による検討結果等を踏まえた適切な対応を行う。</p> <p>(1) 保有する大規模スポーツ施設について、安全で高水準な施設環境を維持した上で、国際的・全国的なスポーツ大会等、様々な行事の利用に供する。</p> <p>(2) 年2回程度行うアンケート調査等を通じて得られた施設利用者のニーズを</p>

<p style="text-align: center;">変 更 後 (令和4年9月5日変更届出)</p>	<p style="text-align: center;">変 更 前 (令和4年3月30日届出)</p>
<p>踏まえ必要な改善策を検討し、計画的に実施することによりサービスの向上を図る。</p> <p>また、アンケートやヒアリングの実施等により改善の効果を把握した上で、その結果を以後のサービスの提供に活用する。</p> <p>(3) 国立競技場の2020年東京大会後の運営管理については、「大会後の運営管理に関する基本的な考え方」(平成29年11月13日大会後の運営管理に関する検討ワーキングチーム決定)及び令和元年11月19日に開催された「新国立競技場整備計画再検討のための関係閣僚会議」における議論を踏まえ、引き続き、適切な推進基盤の下で、専門家の指導・助言を得つつ、マーケットサウンディング等を行い、文部科学省を中心に構築される民間事業化に係る事業スキームを踏まえ、公募等の手続きを進めるとともに、令和元年度に実施した2020年東京大会後の整備に係る技術的検証を踏まえた改修の検討等を進める。</p> <p>(4) アンケート調査等により施設利用者のニーズを把握した上で、スポーツ機会を十分に提供できるようにするため、スポーツ施設の早朝営業等の施設利用者のニーズを踏まえた弾力的な施設運営について費用対効果及び実現可能性を踏まえて検討する。</p> <p>(5) 秩父宮記念スポーツ博物館・図書館については、平成30年度に行った今後の在り方の検討結果を踏まえ、以下の取組を進める。</p> <p>① 令和2年度に策定した「秩父宮記念スポーツ博物館・図書館資料収集方針」に沿って資料収集の適正化を図るとともに、既存資料の分散保管を引き続き行う。</p>	<p>踏まえ必要な改善策を検討し、計画的に実施することによりサービスの向上を図る。</p> <p>また、アンケートやヒアリングの実施等により改善の効果を把握した上で、その結果を以後のサービスの提供に活用する。</p> <p>(3) 国立競技場の2020年東京大会後の運営管理については、「大会後の運営管理に関する基本的な考え方」(平成29年11月13日大会後の運営管理に関する検討ワーキングチーム決定)及び令和元年11月19日に開催された「新国立競技場整備計画再検討のための関係閣僚会議」における議論を踏まえ、引き続き、適切な推進基盤の下で、専門家の指導・助言を得つつ、マーケットサウンディング等を行い、文部科学省を中心に構築される民間事業化に係る事業スキームを踏まえ、公募等の手続きを進めるとともに、令和元年度に実施した2020年東京大会後の整備に係る技術的検証を踏まえた改修の検討等を進める。</p> <p>(4) アンケート調査等により施設利用者のニーズを把握した上で、スポーツ機会を十分に提供できるようにするため、スポーツ施設の早朝営業等の施設利用者のニーズを踏まえた弾力的な施設運営について費用対効果及び実現可能性を踏まえて検討する。</p> <p>(5) 秩父宮記念スポーツ博物館・図書館については、平成30年度に行った今後の在り方の検討結果を踏まえ、以下の取組を進める。</p> <p>① 令和2年度に策定した「秩父宮記念スポーツ博物館・図書館資料収集方針」に沿って資料収集の適正化を図るとともに、既存資料の分散保管を引き続き行う。</p>

<p style="text-align: center;">変 更 後 (令和4年9月5日変更届出)</p>	<p style="text-align: center;">変 更 前 (令和4年3月30日届出)</p>
<p>② 所蔵資料について整理し、精緻化した目録情報を基に、スポーツ関係資料に関する情報の適切な管理と公開方法を十分に考慮した「スポーツ・デジタルアーカイブ」のシステム開発に取り組む。また、本システムをプラットフォームとして、スポーツ関連博物館、図書館等とのネットワーク推進の基盤づくりを行う。</p> <p>③ 令和3年度に開室した「秩父宮記念ギャラリー」及びその他の地域で展示活動を行い、所蔵資料の積極的活用に努めるとともに、将来のスポーツ博物館での展示方法や運営に関するノウハウの蓄積を図る。</p> <p>(6) 国立登山研修所については、高校登山部顧問教員等の資質向上、安全な登山に関する普及啓発及び登山指導者を養成するために、以下の取組を行う。</p> <p>① 高校登山部顧問教員等の参加を促進するため、オンライン研修と実地での対面研修を連携させたハイブリッド形式による効果的な研修会を開催するとともに、指導者の更なる資質向上及びより多くの指導者育成を図るため、「新しい登山指導者用テキスト」を充実させる。</p> <p>また、登山指導者や一般登山者へは、従来の対面式セミナーの実施や啓発資料の提供に加え、オンラインを活用したセミナーや動画配信等のコンテンツの充実を図るとともに、登山関係機関等と連携し、より広く情報発信を行う。</p> <p>② これまでに開催した研修会等のノウハウ等を活用した講義手法を充実させ、より登山指導者の育成に資する研修会を開催する。</p> <p>また、安全登山に向けた普及を促進していくため、「国立登山研修所機能向上検討委員会」において、今後の機能や役割を整理し、その結果を踏まえた見直しの方向性について検討する。</p>	<p>② 所蔵資料について整理し、精緻化した目録情報を基に、スポーツ関係資料に関する情報の適切な管理と公開方法を十分に考慮した「スポーツ・デジタルアーカイブ」のシステム開発に取り組む。また、本システムをプラットフォームとして、スポーツ関連博物館、図書館等とのネットワーク推進の基盤づくりを行う。</p> <p>③ 令和3年度に開室した「秩父宮記念ギャラリー」及びその他の地域で展示活動を行い、所蔵資料の積極的活用に努めるとともに、将来のスポーツ博物館での展示方法や運営に関するノウハウの蓄積を図る。</p> <p>(6) 国立登山研修所については、高校登山部顧問教員等の資質向上、安全な登山に関する普及啓発及び登山指導者を養成するために、以下の取組を行う。</p> <p>① 高校登山部顧問教員等の参加を促進するため、オンライン研修と実地での対面研修を連携させたハイブリッド形式による効果的な研修会を開催するとともに、指導者の更なる資質向上及びより多くの指導者育成を図るため、「新しい登山指導者用テキスト」を充実させる。</p> <p>また、登山指導者や一般登山者へは、従来の対面式セミナーの実施や啓発資料の提供に加え、オンラインを活用したセミナーや動画配信等のコンテンツの充実を図るとともに、登山関係機関等と連携し、より広く情報発信を行う。</p> <p>② これまでに開催した研修会等のノウハウ等を活用した講義手法を充実させ、より登山指導者の育成に資する研修会を開催する。</p> <p>また、安全登山に向けた普及を促進していくため、「国立登山研修所機能向上検討委員会」において、今後の機能や役割を整理し、その結果を踏まえた見直しの方向性について検討する。</p>

<p style="text-align: center;">変 更 後 (令和4年9月5日変更届出)</p>	<p style="text-align: center;">変 更 前 (令和4年3月30日届出)</p>
<p>2 国際競技力向上のための研究・支援等に関する事項</p> <p>ハイパフォーマンススポーツセンター（以下「HPSC」という。）内において万全な感染症対策を講じ、施設の安全・安心な環境を整えた上で機能の整備・充実を図るとともに、公益財団法人日本オリンピック委員会（以下「JOC」という。）、公益財団法人日本パラスポーツ協会日本パラリンピック委員会（以下「JPC」という。）及び中央競技団体（以下「NF」という。）等と連携し、我が国のトップアスリートが国際競技大会等において優れた成績をおさめることができるようオリンピック競技とパラリンピック競技を一体的に捉え、スポーツ医・科学研究、スポーツ医・科学・情報サポート機能及び高度な科学的トレーニング環境の提供などにより、国際競技力の向上に寄与する。</p> <p>(1) JOC及びJPC等と連携し、各NFがシニアとジュニア（次世代）のトップアスリートの強化等を4年単位で総合的・計画的に進めることができるよう、中長期の強化戦略の策定及び改善支援を行う。</p> <p>また、進捗状況の確認、情報提供及び協働チームによるコンサルテーションを通じた課題解決支援等を行い、NFの強化戦略プランの実効化を支援する。</p> <p>(2) JOC、JPC、公益財団法人日本スポーツ協会（以下「JSPO」という。）及びNF等と連携し、将来オリンピック・パラリンピック競技大会等で活躍が期待される次世代アスリートの発掘・育成などの戦略的な強化に関する取組への以下の支援を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・有望アスリート海外強化支援 ・次世代ターゲットスポーツの育成支援 ・アスリートパスウェイの戦略的支援 	<p>2 国際競技力向上のための研究・支援等に関する事項</p> <p>ハイパフォーマンススポーツセンター（以下「HPSC」という。）内において万全な感染症対策を講じ、施設の安全・安心な環境を整えた上で機能の整備・充実を図るとともに、公益財団法人日本オリンピック委員会（以下「JOC」という。）、公益財団法人日本パラスポーツ協会日本パラリンピック委員会（以下「JPC」という。）及び中央競技団体（以下「NF」という。）等と連携し、我が国のトップアスリートが国際競技大会等において優れた成績をおさめることができるようオリンピック競技とパラリンピック競技を一体的に捉え、スポーツ医・科学研究、スポーツ医・科学・情報サポート機能及び高度な科学的トレーニング環境の提供などにより、国際競技力の向上に寄与する。</p> <p>(1) JOC及びJPC等と連携し、各NFがシニアとジュニア（次世代）のトップアスリートの強化等を4年単位で総合的・計画的に進めることができるよう、中長期の強化戦略の策定及び改善支援を行う。</p> <p>また、進捗状況の確認、情報提供及び協働チームによるコンサルテーションを通じた課題解決支援等を行い、NFの強化戦略プランの実効化を支援する。</p> <p>(2) JOC、JPC、公益財団法人日本スポーツ協会（以下「JSPO」という。）及びNF等と連携し、将来オリンピック・パラリンピック競技大会等で活躍が期待される次世代アスリートの発掘・育成などの戦略的な強化に関する取組への以下の支援を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・有望アスリート海外強化支援 ・次世代ターゲットスポーツの育成支援 ・アスリートパスウェイの戦略的支援

<p style="text-align: center;">変 更 後 (令和4年9月5日変更届出)</p>	<p style="text-align: center;">変 更 前 (令和4年3月30日届出)</p>
<p>(3) JOC、JPC、各NF等と連携して、協働チームによるコンサルテーション等を通じて課題やニーズを把握し、スポーツ医・科学、情報に関する研究成果を活用・応用しつつ、パラリンピック競技や女性アスリートの競技特性や環境等に応じたサポートなど、スポーツ医・科学、情報の各側面から組織的、総合的、継続的に支援を行う。</p> <p>(4) 国内外のスポーツ政策・施策の最新情報や競技大会結果などのハイパフォーマンスに関する情報を、これまでに構築された国際連携ネットワークも活用しながら調査、収集、蓄積し、分析・評価を行い、各NF等に対して定期的・継続的に提供する。</p> <p>また、HPSC内で保有するアスリートの各種データ（メディカル、トレーニング、競技映像、栄養等）をシステムで一元的に管理し、有効活用するための分析方法を検討するとともに、トップアスリート及びNFの利用を促進する。</p> <p>(5) 国際競技大会において、アスリートが良好なコンディションで競技を行えるよう、メディカルチェック、トップアスリートに特有のスポーツ外傷・障害や疾病を中心とした診療、HPSCの各種機能（スポーツクリニック、宿泊施設、トレーニング施設、ハイパフォーマンス・ジム、栄養・心理相談等）を最大限に活用したアスレティックリハビリテーション等を行う。</p> <p>また、JOCの医学サポート部会やJPCの強化委員会、NF等の強化スタッフと連携し、スポーツ外傷・障害の予防及びコンディショニング等の情報を共有し、アスリートにアドバイスを行う。</p>	<p>(3) JOC、JPC、各NF等と連携して、協働チームによるコンサルテーション等を通じて課題やニーズを把握し、スポーツ医・科学、情報に関する研究成果を活用・応用しつつ、パラリンピック競技や女性アスリートの競技特性や環境等に応じたサポートなど、スポーツ医・科学、情報の各側面から組織的、総合的、継続的に支援を行う。</p> <p>(4) 国内外のスポーツ政策・施策の最新情報や競技大会結果などのハイパフォーマンスに関する情報を、これまでに構築された国際連携ネットワークも活用しながら調査、収集、蓄積し、分析・評価を行い、各NF等に対して定期的・継続的に提供する。</p> <p>また、HPSC内で保有するアスリートの各種データ（メディカル、トレーニング、競技映像、栄養等）をシステムで一元的に管理し、有効活用するための分析方法を検討するとともに、トップアスリート及びNFの利用を促進する。</p> <p>(5) 国際競技大会において、アスリートが良好なコンディションで競技を行えるよう、メディカルチェック、トップアスリートに特有のスポーツ外傷・障害や疾病を中心とした診療、HPSCの各種機能（スポーツクリニック、宿泊施設、トレーニング施設、ハイパフォーマンス・ジム、栄養・心理相談等）を最大限に活用したアスレティックリハビリテーション等を行う。</p> <p>また、JOCの医学サポート部会やJPCの強化委員会、NF等の強化スタッフと連携し、スポーツ外傷・障害の予防及びコンディショニング等の情報を共有し、アスリートにアドバイスを行う。</p>

<p style="text-align: center;">変 更 後 (令和4年9月5日変更届出)</p>	<p style="text-align: center;">変 更 前 (令和4年3月30日届出)</p>
<p>(6) 地域のスポーツ医・科学センターや大学、ナショナルトレーニングセンター競技別強化拠点等の資源を有効活用し、NFのニーズを踏まえてHPSCの機能を地域に展開するとともに、HPSCにおけるスポーツ医・科学分野の人材育成機能を強化する。</p> <p>また、情報共有システムやデータベースの活用により、HPSCと関係機関との連携を強化する。</p> <p>(7) 2024年パリ大会、2026年ミラノ/コルティナダンペッツォ大会を見据えて、国内外の研究機関等との連携を強化しながら、国際競技力向上に資するハイパフォーマンススポーツ研究(人文・社会科学研究を含む。)を推進するとともに、競技用具の機能を向上させるための研究をNF、大学等と連携し実施する。</p> <p>なお、研究成果に関しては、支援活動の中で、課題の解決・トレーニングの提案及び効果の検証等に生かすとともに、国内外の学術雑誌への投稿や学会・シンポジウム・研修会等での発表を通して、成果の普及を積極的に推進し、社会への展開を図る。</p> <p>(8) 事業の実施に当たっては、外部有識者で構成する評価委員会による業務実績に関する評価を実施するとともに、評価結果や意見等を事業に反映させるなど、効果的・効率的に事業を実施する。</p> <p>3 スポーツ振興のための助成財源の確保と効果的な助成の実施に関する事項</p> <p>スポーツ振興基金やスポーツ振興くじによる助成金は、スポーツの振興を図る上で重要な役割を担っていることから、十分な財源確保に努めるとともに、その財源を効果的に助成していく必要がある。</p>	<p>(6) 地域のスポーツ医・科学センターや大学、ナショナルトレーニングセンター競技別強化拠点等の資源を有効活用し、NFのニーズを踏まえてHPSCの機能を地域に展開するとともに、HPSCにおけるスポーツ医・科学分野の人材育成機能を強化する。</p> <p>また、情報共有システムやデータベースの活用により、HPSCと関係機関との連携を強化する。</p> <p>(7) 2024年パリ大会、2026年ミラノ/コルティナダンペッツォ大会を見据えて、国内外の研究機関等との連携を強化しながら、国際競技力向上に資するハイパフォーマンススポーツ研究(人文・社会科学研究を含む。)を推進するとともに、競技用具の機能を向上させるための研究をNF、大学等と連携し実施する。</p> <p>なお、研究成果に関しては、支援活動の中で、課題の解決・トレーニングの提案及び効果の検証等に生かすとともに、国内外の学術雑誌への投稿や学会・シンポジウム・研修会等での発表を通して、成果の普及を積極的に推進し、社会への展開を図る。</p> <p>(8) 事業の実施に当たっては、外部有識者で構成する評価委員会による業務実績に関する評価を実施するとともに、評価結果や意見等を事業に反映させるなど、効果的・効率的に事業を実施する。</p> <p>3 スポーツ振興のための助成財源の確保と効果的な助成の実施に関する事項</p> <p>スポーツ振興基金やスポーツ振興くじによる助成金は、スポーツの振興を図る上で重要な役割を担っていることから、十分な財源確保に努めるとともに、その財源を効果的に助成していく必要がある。</p>

<p style="text-align: center;">変 更 後 (令和4年9月5日変更届出)</p>	<p style="text-align: center;">変 更 前 (令和4年3月30日届出)</p>
<p>スポーツ振興基金による助成については、その安定的な運用を図るとともに、スポーツの振興に関するニーズ等を踏まえ、安定的かつ効果的な助成を行う。</p> <p>スポーツ振興くじについては、売上目標を1100億円とし、その具体的な取組内容はスポーツ振興投票等業務に係る令和4事業年度事業計画によることとする。</p> <p>(1) スポーツの振興に役立つよう、次に掲げる取組により、助成メニューの不断の見直しを行う。</p> <p>① ニーズ等の把握</p> <p>助成対象団体に対してアンケートやヒアリング等を行い、ニーズ等の把握に努める。</p> <p>② 助成事業の評価</p> <p>助成事業を客観的に評価できる指標・手法を設定し、外部の有識者からなるスポーツ振興事業助成審査委員会の審議を踏まえて評価する。</p> <p>(2) 助成対象事業の募集に当たっては、募集の周知及び申請期間の確保に努め、ホームページに必要な資料を掲載するとともに、助成対象団体に対する説明会等を実施し、募集する事業の概要や募集に当たっての留意事項等について周知を図る。</p> <p>(3) 助成金の公正な配分のため、助成対象団体からの申請に対し、事業内容や経費等に関する公正な審査を行うとともに、スポーツ振興事業助成審査委員会の審議を踏まえて、助成事業及び配分額を決定する。</p> <p>(4) 助成団体等が助成事業の適正な執行を行えるよう、説明会等を活用し、会計</p>	<p>スポーツ振興基金による助成については、その安定的な運用を図るとともに、スポーツの振興に関するニーズ等を踏まえ、安定的かつ効果的な助成を行う。</p> <p>スポーツ振興くじについては、売上目標を1100億円とし、その具体的な取組内容はスポーツ振興投票等業務に係る令和4事業年度事業計画によることとする。</p> <p>(1) スポーツの振興に役立つよう、次に掲げる取組により、助成メニューの不断の見直しを行う。</p> <p>① ニーズ等の把握</p> <p>助成対象団体に対してアンケートやヒアリング等を行い、ニーズ等の把握に努める。</p> <p>② 助成事業の評価</p> <p>助成事業を客観的に評価できる指標・手法を設定し、外部の有識者からなるスポーツ振興事業助成審査委員会の審議を踏まえて評価する。</p> <p>(2) 助成対象事業の募集に当たっては、募集の周知及び申請期間の確保に努め、ホームページに必要な資料を掲載するとともに、助成対象団体に対する説明会等を実施し、募集する事業の概要や募集に当たっての留意事項等について周知を図る。</p> <p>(3) 助成金の公正な配分のため、助成対象団体からの申請に対し、事業内容や経費等に関する公正な審査を行うとともに、スポーツ振興事業助成審査委員会の審議を踏まえて、助成事業及び配分額を決定する。</p> <p>(4) 助成団体等が助成事業の適正な執行を行えるよう、説明会等を活用し、会計</p>

<p style="text-align: center;">変 更 後 (令和4年9月5日変更届出)</p>	<p style="text-align: center;">変 更 前 (令和4年3月30日届出)</p>
<p>処理に関する知識や不正防止に対する意識の向上を図る。</p> <p>(5) 助成制度の趣旨については、助成団体等に対し、助成金の交付を受けて行われた事業であることの周知等、広報への協力等を求めるなどして、普及・浸透を図る。</p> <p>4 スポーツ・インテグリティの保護・強化に関する事項</p> <p>スポーツにおけるドーピングの防止活動（以下「ドーピング防止活動」という。）を行うことによりスポーツ競技大会における公正性の確保に努め、スポーツ・インテグリティの保護・強化に関する取組を行うことにより、我が国におけるクリーンでフェアなスポーツの推進を図り、スポーツの価値の向上に寄与する。</p> <p>(1) ドーピング防止活動については、以下の取組を行う。</p> <p>① ドーピング禁止物質の不正取引や正当な理由のない禁止物質の保有など、ドーピング検査だけでは捕捉できないアンチ・ドーピング規則違反行為を対象としたインテリジェンス活動（アンチ・ドーピング規則違反行為の特定に関する調査をはじめとする情報の収集、分析及び評価活動）を実施し、アンチ・ドーピング規則違反の疑いがあるものについては、公益財団法人日本アンチ・ドーピング機構（以下「JADA」という。）に情報提供を行う。また、上記の実施を強化するに当たり、JADAと更なる連携を図る。</p> <p>② インテリジェンス活動の一環として、アンチ・ドーピング規則違反行為の目撃者等からの情報提供を受け付けるドーピング通報窓口を運用するとともに、競技者等からの聴取や公開情報の収集等を実施する。</p> <p>③ 2020年東京大会に向けて構築した国内外の関係各機関とのネットワークを</p>	<p>処理に関する知識や不正防止に対する意識の向上を図る。</p> <p>(5) 助成制度の趣旨については、助成団体等に対し、助成金の交付を受けて行われた事業であることの周知等、広報への協力等を求めるなどして、普及・浸透を図る。</p> <p>4 スポーツ・インテグリティの保護・強化に関する事項</p> <p>スポーツにおけるドーピングの防止活動（以下「ドーピング防止活動」という。）を行うことによりスポーツ競技大会における公正性の確保に努め、スポーツ・インテグリティの保護・強化に関する取組を行うことにより、我が国におけるクリーンでフェアなスポーツの推進を図り、スポーツの価値の向上に寄与する。</p> <p>(1) ドーピング防止活動については、以下の取組を行う。</p> <p>① ドーピング禁止物質の不正取引や正当な理由のない禁止物質の保有など、ドーピング検査だけでは捕捉できないアンチ・ドーピング規則違反行為を対象としたインテリジェンス活動（アンチ・ドーピング規則違反行為の特定に関する調査をはじめとする情報の収集、分析及び評価活動）を実施し、アンチ・ドーピング規則違反の疑いがあるものについては、公益財団法人日本アンチ・ドーピング機構（以下「JADA」という。）に情報提供を行う。また、上記の実施を強化するに当たり、JADAと更なる連携を図る。</p> <p>② インテリジェンス活動の一環として、アンチ・ドーピング規則違反行為の目撃者等からの情報提供を受け付けるドーピング通報窓口を運用するとともに、競技者等からの聴取や公開情報の収集等を実施する。</p> <p>③ 2020年東京大会に向けて構築した国内外の関係各機関とのネットワークを</p>

<p style="text-align: center;">変 更 後 (令和4年9月5日変更届出)</p>	<p style="text-align: center;">変 更 前 (令和4年3月30日届出)</p>
<p>活用し、高度化するドーピングに関する情報収集を行うなど、我が国におけるクリーンでフェアなスポーツの更なる推進を図る。</p> <p>④ インテリジェンス活動の実施に当たっては、競技者、サポートスタッフ（監督・コーチ等）、スポーツ団体役職員などのスポーツ関係者の理解と協力が不可欠であるため、JADAやスポーツ団体と連携してスポーツ関係者を対象に開催される研修会等を通じた広報活動に取り組む。</p> <p>⑤ 我が国のインテリジェンス活動の充実を図るため、国際会議への参加及び海外関係者へのヒアリング等により諸外国のアンチ・ドーピング機関による先進的なインテリジェンス活動の取組に関する情報を収集する。また、諸外国のアンチ・ドーピング機関及び国内スポーツ団体とネットワークを構築し、連携を図る。</p> <p>⑥ 日本アンチ・ドーピング規律パネル（外部有識者で構成され、聴聞会で当事者の主張を聴いた上で、アンチ・ドーピング規則違反についてその事実の有無を認定し、措置を決定する機関（以下「規律パネル」という。））が独立してアンチ・ドーピング規則違反について中立かつ公正に判断が下せるようその運営を補助する体制を維持するとともに、国際基準に基づき、規律パネルを着実に運用する。</p> <p>(2) スポーツ・インテグリティの保護・強化に関する国内外の情報収集・活用及びNFのモニタリングについては、以下の取組を行う。</p> <p>① スポーツ・インテグリティの保護・強化に関する国内外の最新の取組・状況について、関係会議への参加、関係機関のウェブサイト及び報告書の閲覧並びに関係者との面談等により情報を収集し、分析した上で、スポーツ庁及びスポーツ団体等に提供する。</p> <p>② NFにおけるガバナンスの体制及びコンプライアンスに関する現況をモニ</p>	<p>活用し、高度化するドーピングに関する情報収集を行うなど、我が国におけるクリーンでフェアなスポーツの更なる推進を図る。</p> <p>④ インテリジェンス活動の実施に当たっては、競技者、サポートスタッフ（監督・コーチ等）、スポーツ団体役職員などのスポーツ関係者の理解と協力が不可欠であるため、JADAやスポーツ団体と連携してスポーツ関係者を対象に開催される研修会等を通じた広報活動に取り組む。</p> <p>⑤ 我が国のインテリジェンス活動の充実を図るため、国際会議への参加及び海外関係者へのヒアリング等により諸外国のアンチ・ドーピング機関による先進的なインテリジェンス活動の取組に関する情報を収集する。また、諸外国のアンチ・ドーピング機関及び国内スポーツ団体とネットワークを構築し、連携を図る。</p> <p>⑥ 日本アンチ・ドーピング規律パネル（外部有識者で構成され、聴聞会で当事者の主張を聴いた上で、アンチ・ドーピング規則違反についてその事実の有無を認定し、措置を決定する機関（以下「規律パネル」という。））が独立してアンチ・ドーピング規則違反について中立かつ公正に判断が下せるようその運営を補助する体制を維持するとともに、国際基準に基づき、規律パネルを着実に運用する。</p> <p>(2) スポーツ・インテグリティの保護・強化に関する国内外の情報収集・活用及びNFのモニタリングについては、以下の取組を行う。</p> <p>① スポーツ・インテグリティの保護・強化に関する国内外の最新の取組・状況について、関係会議への参加、関係機関のウェブサイト及び報告書の閲覧並びに関係者との面談等により情報を収集し、分析した上で、スポーツ庁及びスポーツ団体等に提供する。</p> <p>② NFにおけるガバナンスの体制及びコンプライアンスに関する現況をモニ</p>

<p style="text-align: center;">変 更 後 (令和4年9月5日変更届出)</p>	<p style="text-align: center;">変 更 前 (令和4年3月30日届出)</p>
<p>タリングするためのアンケート調査等を定期的実施し、その変化を観察・分析する。</p> <p>③ モニタリングの結果を該当のNFに提供するとともに、現況の変化に応じてスポーツ・インテグリティを脅かすリスクに関する注意喚起等を行うことにより、スポーツ団体又はスポーツ関係者によるガバナンス・コンプライアンスの改善に向けた取組を促すことを通じて、スポーツ・インテグリティを脅かす不適切な行為を未然に防ぐための活動を行う。</p> <p>(3) スポーツ庁が策定する「スポーツ団体ガバナンスコード」の遵守状況について、スポーツ団体が簡便に自己説明・公表を行うことができるウェブサイトを実定的に稼働させることにより、スポーツ団体におけるガバナンス確保の取組を支援する。</p> <p>(4) 弁護士、公認会計士等により構成される「スポーツ団体ガバナンス支援委員会」の運用を通じて、NFに不祥事が生じた際、当該団体からの求めに応じ、第三者調査に関する支援を行う。</p> <p>(5) スポーツを行う者を暴力等から守るための第三者相談・調査制度について、令和元年度に導入したSNSによる相談窓口の積極的な活用を促進するとともに、関係団体等への情報提供を通じて暴力・ハラスメント防止啓発を促進する。</p> <p>5 災害共済給付の実施と学校安全支援の充実に関する事項</p> <p>災害共済給付業務の実施においては、公正かつ適切な給付を着実に実施するとともに、子ども子育て支援のための新施設等に対する加入の促進、利用者</p>	<p>タリングするためのアンケート調査等を定期的実施し、その変化を観察・分析する。</p> <p>③ モニタリングの結果を該当のNFに提供するとともに、現況の変化に応じてスポーツ・インテグリティを脅かすリスクに関する注意喚起等を行うことにより、スポーツ団体又はスポーツ関係者によるガバナンス・コンプライアンスの改善に向けた取組を促すことを通じて、スポーツ・インテグリティを脅かす不適切な行為を未然に防ぐための活動を行う。</p> <p>(3) スポーツ庁が策定する「スポーツ団体ガバナンスコード」の遵守状況について、スポーツ団体が簡便に自己説明・公表を行うことができるウェブサイトを実定的に稼働させることにより、スポーツ団体におけるガバナンス確保の取組を支援する。</p> <p>(4) 弁護士、公認会計士等により構成される「スポーツ団体ガバナンス支援委員会」の運用を通じて、NFに不祥事が生じた際、当該団体からの求めに応じ、第三者調査に関する支援を行う。</p> <p>(5) スポーツを行う者を暴力等から守るための第三者相談・調査制度について、令和元年度に導入したSNSによる相談窓口の積極的な活用を促進するとともに、関係団体等への情報提供を通じて暴力・ハラスメント防止啓発を促進する。</p> <p>5 災害共済給付の実施と学校安全支援の充実に関する事項</p> <p>災害共済給付業務の実施においては、公正かつ適切な給付を着実に実施するとともに、子ども子育て支援のための新施設等に対する加入の促進、利用者</p>

<p style="text-align: center;">変 更 後 (令和4年9月5日変更届出)</p>	<p style="text-align: center;">変 更 前 (令和4年3月30日届出)</p>
<p>の利便性の向上、迅速な給付、業務の効率化等の改善に取り組む。</p> <p>また、学校現場における事故防止のための取組を効果的に支援するため、災害共済給付業務の実施によって得られた災害事例等を整理・分析し、学校関係者等に分かりやすく提供するとともに、関係団体との新たな連携・協力体制を構築する。</p> <p>なお、実施に当たっては、関係団体及び外部有識者で構成する「学校安全推進会議」及び「学校安全業務運営会議」を開催するなど、学校安全の関係機関等との連携・協力を通じて、意見・要望等を把握することにより、業務を円滑かつ効果的に実施する。</p> <p>(1) 公正かつ適切な給付事務を着実に実施するため、以下の取組を行う。</p> <p>① 審査担当職員の専門的知識、能力の向上を図るため、給付事例のケーススタディ等の統一的な研修を年4回程度実施するとともに、各事務所に配置した研修推進リーダーを中心に専門知識の定着化を図るなど職場研修を計画的に実施する。</p> <p>② 死亡・障害などの重要案件等の審査に当たっては、外部有識者で構成する審査専門委員会に付議するとともに、必要に応じ、学校及び学校設置者の協力の下、担当職員による実地調査を行う。</p> <p>③ 災害共済給付の決定に対する、学校若しくは保育所等の設置者又は保護者等からの不服審査請求に当たっては、外部有識者を含む不服審査会にて審査を行う。</p> <p>(2) 子ども子育て支援新制度の開始に伴い新たに加入対象となった教育・保育施設に対しては、当該教育・保育施設の統括団体や関係省庁との連携・協力の下、契約締結期限の延長により、年度途中の加入が可能となったことを周知す</p>	<p>の利便性の向上、迅速な給付、業務の効率化等の改善に取り組む。</p> <p>また、学校現場における事故防止のための取組を効果的に支援するため、災害共済給付業務の実施によって得られた災害事例等を整理・分析し、学校関係者等に分かりやすく提供するとともに、関係団体との新たな連携・協力体制を構築する。</p> <p>なお、実施に当たっては、関係団体及び外部有識者で構成する「学校安全推進会議」及び「学校安全業務運営会議」を開催するなど、学校安全の関係機関等との連携・協力を通じて、意見・要望等を把握することにより、業務を円滑かつ効果的に実施する。</p> <p>(1) 公正かつ適切な給付事務を着実に実施するため、以下の取組を行う。</p> <p>① 審査担当職員の専門的知識、能力の向上を図るため、給付事例のケーススタディ等の統一的な研修を年4回程度実施するとともに、各事務所に配置した研修推進リーダーを中心に専門知識の定着化を図るなど職場研修を計画的に実施する。</p> <p>② 死亡・障害などの重要案件等の審査に当たっては、外部有識者で構成する審査専門委員会に付議するとともに、必要に応じ、学校及び学校設置者の協力の下、担当職員による実地調査を行う。</p> <p>③ 災害共済給付の決定に対する、学校若しくは保育所等の設置者又は保護者等からの不服審査請求に当たっては、外部有識者を含む不服審査会にて審査を行う。</p> <p>(2) 子ども子育て支援新制度の開始に伴い新たに加入対象となった教育・保育施設に対しては、当該教育・保育施設の統括団体や関係省庁との連携・協力の下、契約締結期限の延長により、年度途中の加入が可能となったことを周知す</p>

<p style="text-align: center;">変 更 後 (令和4年9月5日変更届出)</p>	<p style="text-align: center;">変 更 前 (令和4年3月30日届出)</p>
<p>る。また、未加入施設数の多い地方公共団体を中心に、加入促進の取組（説明会の開催、制度説明チラシの配布等の協力依頼）を行うことに加え、災害共済給付制度及び加入手続等に関する相談窓口を設置し加入促進を図り、同施設の加入率を65%以上とする。</p> <p>(3) 記載不備や提出書類の不足など差戻しが多い案件を削減するために、給付金請求時の留意点等について、ホームページ、説明会、機関誌等を活用して利用者へより一層の周知等を行う。</p> <p>また、利用者の利便性の向上や業務の効率化等の改善の促進のため、引き続き、公正かつ適切な給付を確保しつつ、学校の負担軽減にもつながる改善策を検討する。これらのことにより、平成29年度の差戻し件数と比較して10%以上削減する。</p> <p>(4) 災害共済給付業務から得られた事故等のデータを整理・分析し、学校現場が活用できるよう分かりやすくまとめた資料を、ホームページや情報誌等で提供するとともに、学校現場における活用を促進するため、以下の取組を行う。</p> <p>① 災害共済給付業務から得られた災害事例等を整理・分析した上で、「学校の管理下の災害」等を作成し、配布するとともに、「学校事故事例検索データベース」の更新を行う。</p> <p>② 事故等のデータを学校現場における事故防止対策に有効に活用できるよう、会議等により収集・蓄積した学校関係者等のニーズに即した情報を分かりやすくまとめ、ホームページ等で提供する。</p> <p>③ 教育委員会及び関係機関が開催する教職員を対象とした研修会等において、事故防止のための情報について周知するとともに、活用実態を踏まえ、学校安全資料の活用方法の例示等を行う。</p>	<p>る。また、未加入施設数の多い地方公共団体を中心に、加入促進の取組（説明会の開催、制度説明チラシの配布等の協力依頼）を行うことに加え、災害共済給付制度及び加入手続等に関する相談窓口を設置し加入促進を図り、同施設の加入率を65%以上とする。</p> <p>(3) 記載不備や提出書類の不足など差戻しが多い案件を削減するために、給付金請求時の留意点等について、ホームページ、説明会、機関誌等を活用して利用者へより一層の周知等を行う。</p> <p>また、利用者の利便性の向上や業務の効率化等の改善の促進のため、引き続き、公正かつ適切な給付を確保しつつ、学校の負担軽減にもつながる改善策を検討する。これらのことにより、平成29年度の差戻し件数と比較して10%以上削減する。</p> <p>(4) 災害共済給付業務から得られた事故等のデータを整理・分析し、学校現場が活用できるよう分かりやすくまとめた資料を、ホームページや情報誌等で提供するとともに、学校現場における活用を促進するため、以下の取組を行う。</p> <p>① 災害共済給付業務から得られた災害事例等を整理・分析した上で、「学校の管理下の災害」等を作成し、配布するとともに、「学校事故事例検索データベース」の更新を行う。</p> <p>② 事故等のデータを学校現場における事故防止対策に有効に活用できるよう、会議等により収集・蓄積した学校関係者等のニーズに即した情報を分かりやすくまとめ、ホームページ等で提供する。</p> <p>③ 教育委員会及び関係機関が開催する教職員を対象とした研修会等において、事故防止のための情報について周知するとともに、活用実態を踏まえ、学校安全資料の活用方法の例示等を行う。</p>

<p style="text-align: center;">変 更 後 (令和4年9月5日変更届出)</p>	<p style="text-align: center;">変 更 前 (令和4年3月30日届出)</p>
<p>④ 学校現場に提供している事故防止のための資料等の活用状況を調査し、80%以上から「活用している」などの高評価を得るとともに、個々の資料等の活用の実態を把握した上で、更なる活用促進策を検討する。</p> <p>(5) 大学等の研究機関等との連携により、災害共済給付から得られた事故等のデータを活用し、事故防止の留意点を検討するとともに、学校現場における事故防止の取組を支援するため、以下の取組を行う。</p> <p>① 重大事故に繋がる要因分析等については、体育活動中の事故などその時々 の課題等を踏まえ、「学校災害防止調査研究委員会」において調査・研究課題 を選定し、学校現場における事故防止対策に有用な調査・研究を推進する。 また、災害共済給付における実地調査等により事故の詳細情報及び事故後 の再発防止策等を収集・蓄積し、事故防止対策の調査研究等に活用する。</p> <p>② 学校において学校安全資料が効果的に活用できる方法を検討するため、「学 校災害防止調査研究委員会」等の委員の協力を得ながら、大学や教育委員会 を含め、学校安全に関する団体等との新たな連携・協力関係を構築する。</p> <p>6 国内外の情報の分析・提供等に関する事項</p> <p>我が国のスポーツ政策とスポーツの取組の推進に資するため、諸外国の政府 系スポーツ機関、国際スポーツ団体、国際機関及び地方公共団体や国内スポ ーツ関係団体等とのネットワークや海外拠点を活用し、スポーツ参加促進やスポ ーツを通じた国内外の社会の発展等に関する最新の取組や動向等の情報を収集 し、分析した上で、スポーツ庁、地方公共団体、スポーツ関係団体等に提供す る。</p> <p>(1) 組織間の連携協力に関する覚書(MOU)を締結している諸外国とのネット</p>	<p>④ 学校現場に提供している事故防止のための資料等の活用状況を調査し、80%以上から「活用している」などの高評価を得るとともに、個々の資料等の活用の実態を把握した上で、更なる活用促進策を検討する。</p> <p>(5) 大学等の研究機関等との連携により、災害共済給付から得られた事故等のデータを活用し、事故防止の留意点を検討するとともに、学校現場における事故防止の取組を支援するため、以下の取組を行う。</p> <p>① 重大事故に繋がる要因分析等については、体育活動中の事故などその時々 の課題等を踏まえ、「学校災害防止調査研究委員会」において調査・研究課題 を選定し、学校現場における事故防止対策に有用な調査・研究を推進する。 また、災害共済給付における実地調査等により事故の詳細情報及び事故後 の再発防止策等を収集・蓄積し、事故防止対策の調査研究等に活用する。</p> <p>② 学校において学校安全資料が効果的に活用できる方法を検討するため、「学 校災害防止調査研究委員会」等の委員の協力を得ながら、大学や教育委員会 を含め、学校安全に関する団体等との新たな連携・協力関係を構築する。</p> <p>6 国内外の情報の分析・提供等に関する事項</p> <p>我が国のスポーツ政策とスポーツの取組の推進に資するため、諸外国の政府 系スポーツ機関、国際スポーツ団体、国際機関及び地方公共団体や国内スポ ーツ関係団体等とのネットワークや海外拠点を活用し、スポーツ参加促進やスポ ーツを通じた国内外の社会の発展等に関する最新の取組や動向等の情報を収集 し、分析した上で、スポーツ庁、地方公共団体、スポーツ関係団体等に提供す る。</p> <p>(1) 組織間の連携協力に関する覚書(MOU)を締結している諸外国とのネット</p>

<p style="text-align: center;">変 更 後 (令和4年9月5日変更届出)</p>	<p style="text-align: center;">変 更 前 (令和4年3月30日届出)</p>
<p>ワークを活用し、公開情報では把握できないスポーツ政策・施策や国際的な動向に関する情報収集・分析を効果的に行うとともに、必要に応じて、オンラインの活用も含めたJ S C内外の関係者が直接情報収集可能な連携の機会を創出・提供する。</p> <p>(2) 国連機関、国際団体等と連携・連動しながら、「スポーツと持続可能な開発(S D G s)」に関する共通指標の開発等に取り組むなど、国際協力分野においてスポーツを通じた国際社会の調和ある発展を国内外に普及させていく。</p> <p>(3) 令和2年度に検討した海外拠点の在り方及び国内外の情勢を踏まえ、国際スポーツ界等とのつながりを活用し、更なる情報収集・発信及び日本のプレゼンス向上に寄与するため、ローザンヌに海外拠点を設置するとともに、オンラインの活用も含めた当該機能の強化に取り組む。</p> <p>(4) アジアスポーツ研究強化拠点連合(以下「A S I A」という。)の委員長として、当該組織の戦略立案と、基盤整備・諸活動の推進を牽引するとともに、A S I Aを活用して、地方公共団体や国内スポーツ機関にアジア各国の情報を提供し、今後の連携活動につながるネットワークの構築を支援する。</p> <p>(5) 地方公共団体との連携協定(J A P A N S P O R T N E T W O R K)に基づく取組として、参加している地方公共団体へのメール配信やセミナーの開催等により、スポーツ参加促進やスポーツを通じた地域活性化に関する国内外における最新の取組・動向に関する情報提供を行うとともに、地域スポーツの振興やスポーツ界全体の連携・協働の推進に資するため、参加している地方公共団体と協力・連携して、新規モデル事業の試行やスポーツ政策に関</p>	<p>ワークを活用し、公開情報では把握できないスポーツ政策・施策や国際的な動向に関する情報収集・分析を効果的に行うとともに、必要に応じて、オンラインの活用も含めたJ S C内外の関係者が直接情報収集可能な連携の機会を創出・提供する。</p> <p>(2) 国連機関、国際団体等と連携・連動しながら、「スポーツと持続可能な開発(S D G s)」に関する共通指標の開発等に取り組むなど、国際協力分野においてスポーツを通じた国際社会の調和ある発展を国内外に普及させていく。</p> <p>(3) 令和2年度に検討した海外拠点の在り方及び国内外の情勢を踏まえ、国際スポーツ界等とのつながりを活用し、更なる情報収集・発信及び日本のプレゼンス向上に寄与するため、ローザンヌに海外拠点を設置するとともに、オンラインの活用も含めた当該機能の強化に取り組む。</p> <p>(4) アジアスポーツ研究強化拠点連合(以下「A S I A」という。)の委員長として、当該組織の戦略立案と、基盤整備・諸活動の推進を牽引するとともに、A S I Aを活用して、地方公共団体や国内スポーツ機関にアジア各国の情報を提供し、今後の連携活動につながるネットワークの構築を支援する。</p> <p>(5) 地方公共団体との連携協定(J A P A N S P O R T N E T W O R K)に基づく取組として、参加している地方公共団体へのメール配信やセミナーの開催等により、スポーツ参加促進やスポーツを通じた地域活性化に関する国内外における最新の取組・動向に関する情報提供を行うとともに、地域スポーツの振興やスポーツ界全体の連携・協働の推進に資するため、参加している地方公共団体と協力・連携して、新規モデル事業の試行やスポーツ政策に関</p>

<p style="text-align: center;">変 更 後 (令和4年9月5日変更届出)</p>	<p style="text-align: center;">変 更 前 (令和4年3月30日届出)</p>
<p>する調査研究を行う。</p> <p>(6) 生涯にわたるスポーツ実施の阻害要因を踏まえたスポーツ参加の脱落防止や継続促進に関わる情報、働き世代や子育て世代等、ライフスタイルやライフイベントにおいてスポーツ参加が困難なスポーツ未実施者のスポーツ参加に関わる情報、国内外におけるスポーツを通じた社会活性化や国際交流・国際貢献、2020年東京大会後における持続的・発展的なスポーツ振興等に関する情報を収集し、その特徴や傾向を分析する。</p> <p>情報の収集に当たっては、ウェブサイト、国内外各種メディア、学術誌、SNS等の公開情報を活用する。</p> <p>(7) オープンソース及び国際イベント等において、国際オリンピック委員会、国際パラリンピック委員会、国際競技連盟等の国際スポーツ界の最新の取組・動向に関する情報を収集・分析し、提供する。</p> <p>また、各国の国際的な影響力を比較検証するための評価指標開発に向け、各国の国際競技連盟等役員ポスト保持者数及び国際イベント開催数に関する情報を収集・分析し、スポーツ庁等に分析結果を提供する。</p> <p>(8) 上記(1)から(7)までの活動を通して年間100件以上の情報を収集・分析する。収集・分析した情報は、データベースに蓄積し、ウェブサイト、メール、オンラインミーティング等を通じて、スポーツ庁をはじめとした政府機関、地方公共団体及びスポーツ団体等に対して適時提供する。</p> <p>また、スポーツ庁との定期的なミーティング(国際スポーツラウンジ等)において国際スポーツ機関の動向に関する情報提供を行うとともに、スポーツ国際戦略の推進に寄与することを目的に、スポーツ庁が設置する有識者会</p>	<p>する調査研究を行う。</p> <p>(6) 生涯にわたるスポーツ実施の阻害要因を踏まえたスポーツ参加の脱落防止や継続促進に関わる情報、働き世代や子育て世代等、ライフスタイルやライフイベントにおいてスポーツ参加が困難なスポーツ未実施者のスポーツ参加に関わる情報、国内外におけるスポーツを通じた社会活性化や国際交流・国際貢献、2020年東京大会後における持続的・発展的なスポーツ振興等に関する情報を収集し、その特徴や傾向を分析する。</p> <p>情報の収集に当たっては、ウェブサイト、国内外各種メディア、学術誌、SNS等の公開情報を活用する。</p> <p>(7) オープンソース及び国際イベント等において、国際オリンピック委員会、国際パラリンピック委員会、国際競技連盟等の国際スポーツ界の最新の取組・動向に関する情報を収集・分析し、提供する。</p> <p>また、各国の国際的な影響力を比較検証するための評価指標開発に向け、各国の国際競技連盟等役員ポスト保持者数及び国際イベント開催数に関する情報を収集・分析し、スポーツ庁等に分析結果を提供する。</p> <p>(8) 上記(1)から(7)までの活動を通して年間100件以上の情報を収集・分析する。収集・分析した情報は、データベースに蓄積し、ウェブサイト、メール、オンラインミーティング等を通じて、スポーツ庁をはじめとした政府機関、地方公共団体及びスポーツ団体等に対して適時提供する。</p> <p>また、スポーツ庁との定期的なミーティング(国際スポーツラウンジ等)において国際スポーツ機関の動向に関する情報提供を行うとともに、スポーツ国際戦略の推進に寄与することを目的に、スポーツ庁が設置する有識者会</p>

<p style="text-align: center;">変 更 後 (令和4年9月5日変更届出)</p>	<p style="text-align: center;">変 更 前 (令和4年3月30日届出)</p>
<p>議や部会等で情報提供を行う。</p> <p>(9) 提供した情報が提供先でどの程度活用されているか、スポーツ庁や地方公共団体、スポーツ関係団体等を対象としたアンケート調査やヒアリング調査を実施し、80%以上から「有効な情報である・やや有効な情報である」などの高評価を得る。また、その結果を踏まえてより効果的な情報提供の内容や方法を検討する。</p> <p>7 共通的事項</p> <p>上記の1から6までに掲げる各事業について、国民の理解促進及び業務の透明性確保の観点から、情報公開法に基づく情報提供はもとより、マスメディア、ホームページ及びSNS等を活用し、適時適切な情報発信を展開する。</p> <p>II 業務運営の効率化に関する目標を達成するため取るべき措置</p> <p>一般管理費と事業費の合計及び人件費について、中期目標に定められた削減率の達成を目指すため、以下の取組により業務の効率化を推進する。</p> <p>(1) 既存業務の必要性・効率性・有効性について、業務実績に関する主務大臣の評価結果や国の政策・施策の動向等を踏まえて点検・評価を行い、業務の見直し・効率化を行う。</p> <p>(2) 他法人とコピー用紙の共同調達を実施する。また、その他の間接業務の共同実施については、過去に実施した他の独立行政法人へのヒアリング等を踏まえ、費用対効果や実現可能性等の検討を行い、実施可能なものから順次実施する。</p>	<p>議や部会等で情報提供を行う。</p> <p>(9) 提供した情報が提供先でどの程度活用されているか、スポーツ庁や地方公共団体、スポーツ関係団体等を対象としたアンケート調査やヒアリング調査を実施し、80%以上から「有効な情報である・やや有効な情報である」などの高評価を得る。また、その結果を踏まえてより効果的な情報提供の内容や方法を検討する。</p> <p>7 共通的事項</p> <p>上記の1から6までに掲げる各事業について、国民の理解促進及び業務の透明性確保の観点から、情報公開法に基づく情報提供はもとより、マスメディア、ホームページ及びSNS等を活用し、適時適切な情報発信を展開する。</p> <p>II 業務運営の効率化に関する目標を達成するため取るべき措置</p> <p>一般管理費と事業費の合計及び人件費について、中期目標に定められた削減率の達成を目指すため、以下の取組により業務の効率化を推進する。</p> <p>(1) 既存業務の必要性・効率性・有効性について、業務実績に関する主務大臣の評価結果や国の政策・施策の動向等を踏まえて点検・評価を行い、業務の見直し・効率化を行う。</p> <p>(2) 他法人とコピー用紙の共同調達を実施する。また、その他の間接業務の共同実施については、過去に実施した他の独立行政法人へのヒアリング等を踏まえ、費用対効果や実現可能性等の検討を行い、実施可能なものから順次実施する。</p>

<p style="text-align: center;">変 更 後 (令和4年9月5日変更届出)</p>	<p style="text-align: center;">変 更 前 (令和4年3月30日届出)</p>
<p>(3) 「働き方改革」に資する法人全体に共通する業務効率化を図ることを目的として、テレワークの活用を推進するための環境整備を図るとともに、オンライン会議の活用促進等による会議運営の効率化やペーパーレス化に取り組む。また、事務処理の電子化については、既存システムの利便性向上等、業務効率化に向けて引き続き検討する。</p> <p><u>(4) 「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」(令和3年12月24日デジタル大臣決定)にのっとり、PMOの設置等の体制整備を行うとともに、情報システムの適切な整備及び管理を行う。</u></p> <p><u>(5)</u> 外部有識者で構成する「運営点検会議」を年3回実施し、法令遵守事項をはじめとする内部統制の推進状況や業務の取組状況等についての具体的な課題に対し、点検や助言を受ける。また、その結果を法人の業務運営及び組織の見直しに活用する。</p> <p><u>(6)</u> 中期目標における重要度、難易度を考慮した上で、既存業務の点検・評価等による業務の見直しを行い、一般管理費及び事業費について十分に精査した上で予算配賦を行うとともに効率的に執行する。</p> <p><u>(7)</u> 平成30年度に策定した人員計画を、社会情勢の動向も踏まえ、引き続き必要に応じて見直し、人件費を効率的に執行する。</p> <p><u>(8)</u> 給与水準については、国家公務員の水準を十分考慮した上で、法人の給与水準を検証し、必要に応じて制度等の見直しを行い、適正化に取り組む。検証結</p>	<p>(3) 「働き方改革」に資する法人全体に共通する業務効率化を図ることを目的として、テレワークの活用を推進するための環境整備を図るとともに、オンライン会議の活用促進等による会議運営の効率化やペーパーレス化に取り組む。また、事務処理の電子化については、既存システムの利便性向上等、業務効率化に向けて引き続き検討する。</p> <p>(4) 外部有識者で構成する「運営点検会議」を年3回実施し、法令遵守事項をはじめとする内部統制の推進状況や業務の取組状況等についての具体的な課題に対し、点検や助言を受ける。また、その結果を法人の業務運営及び組織の見直しに活用する。</p> <p>(5) 中期目標における重要度、難易度を考慮した上で、既存業務の点検・評価等による業務の見直しを行い、一般管理費及び事業費について十分に精査した上で予算配賦を行うとともに効率的に執行する。</p> <p>(6) 平成30年度に策定した人員計画を、社会情勢の動向も踏まえ、引き続き必要に応じて見直し、人件費を効率的に執行する。</p> <p>(7) 給与水準については、国家公務員の水準を十分考慮した上で、法人の給与水準を検証し、必要に応じて制度等の見直しを行い、適正化に取り組む。検証結</p>

<p style="text-align: center;">変 更 後 (令和4年9月5日変更届出)</p>	<p style="text-align: center;">変 更 前 (令和4年3月30日届出)</p>
<p>果や取組状況については、ホームページに公表する。</p> <p><u>(9)</u> 「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」(平成27年5月25日総務大臣決定)に基づく取組や「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針」(令和元年10月18日閣議決定)に基づく取組を着実に実施することとする。調達に当たっては、原則として一般競争入札によることとし、競争性を確保することにより、コストの削減や透明性の確保を図る。</p> <p>また、契約監視委員会や入札監視委員会による審議及び監事による監査を受け、合理化・適正化の取組状況をホームページにより公表する。</p> <p><u>(10)</u> 業務の効率化と適正化を図るため、業務マニュアルについて、見直すべき対象を明確にした上で、「独立行政法人日本スポーツ振興センター業務マニュアル等整備方針」が定める点検・更新期間等を通じて、順次更新作業を行う。</p> <p><u>(11)</u> 資産の適切かつ効率的な管理を行うため毎年度1回の研修を実施するとともに、内部監査の結果を踏まえ、引き続き効率的な業務運営を行う。</p> <p>Ⅲ 財務内容の改善に関する目標を達成するために取るべき措置</p> <p>1 予算の適切な管理と効率的な執行等</p> <p>(1) 業務成果の最大化を実現するため、既存業務の必要性・効率性・有効性についての点検・評価を踏まえた適切な予算配賦について、役員会で審議し決定するとともに、特に経営方針に適合した弾力的な運用にも配慮する。</p> <p>また、予算管理担当部署において、予算の執行状況の一元的な管理や、予算配賦の見直しを年2回程度行うこと等により、予算を計画的・効率的に執</p>	<p>果や取組状況については、ホームページに公表する。</p> <p>(8) 「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」(平成27年5月25日総務大臣決定)に基づく取組や「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針」(令和元年10月18日閣議決定)に基づく取組を着実に実施することとする。調達に当たっては、原則として一般競争入札によることとし、競争性を確保することにより、コストの削減や透明性の確保を図る。</p> <p>また、契約監視委員会や入札監視委員会による審議及び監事による監査を受け、合理化・適正化の取組状況をホームページにより公表する。</p> <p>(9) 業務の効率化と適正化を図るため、業務マニュアルについて、見直すべき対象を明確にした上で、「独立行政法人日本スポーツ振興センター業務マニュアル等整備方針」が定める点検・更新期間等を通じて、順次更新作業を行う。</p> <p>(10) 資産の適切かつ効率的な管理を行うため毎年度1回の研修を実施するとともに、内部監査の結果を踏まえ、引き続き効率的な業務運営を行う。</p> <p>Ⅲ 財務内容の改善に関する目標を達成するために取るべき措置</p> <p>1 予算の適切な管理と効率的な執行等</p> <p>(1) 業務成果の最大化を実現するため、既存業務の必要性・効率性・有効性についての点検・評価を踏まえた適切な予算配賦について、役員会で審議し決定するとともに、特に経営方針に適合した弾力的な運用にも配慮する。</p> <p>また、予算管理担当部署において、予算の執行状況の一元的な管理や、予算配賦の見直しを年2回程度行うこと等により、予算を計画的・効率的に執</p>

<p style="text-align: center;">変 更 後 (令和4年9月5日変更届出)</p>	<p style="text-align: center;">変 更 前 (令和4年3月30日届出)</p>
<p>行し、運営費交付金の残高に留意するとともに、その解消を図る。 あわせて、次年度以降の効果的な予算配賦に資するため、予算配賦の見直し等において情報の収集・分析を行う。</p> <p>(2) 資金の長期借入等を行う場合は、資金管理委員会において、その時期や借入金額等について十分な検討を行った上で、適時適切に借入れを行うとともに、他の業務に支障が生じないような償還計画を作成する。</p> <p>2 自己収入の拡大</p> <p>自己収入について、中期目標を達成するため、スポーツ施設の使用料収入等を増加することはもとより、新たな自己収入の拡大方策を取り入れることも含め、中期目標期間中に多様な財源を確保できるよう、平成30年度に作成した自己収入の拡大のためのロードマップに沿って以下の取組を行う。</p> <p>(1) スポーツ施設について、更なる利用促進に向けた取組を行うとともに、類似施設や周辺施設の状況等を踏まえ、利用料金を検証し、適正な利用料金を設定する。</p> <p>(2) インターネットを通じた新たな寄附金の獲得方策について、令和2年度に試行実施したクラウドファンディングにおいて明らかとなった課題を整理した結果を踏まえて、実施可能なものから順次実施する。</p> <p>(3) 令和元年度に策定したネーミングライツの導入に関する方針を踏まえ、必要に応じて情報収集を行う。</p>	<p>行し、運営費交付金の残高に留意するとともに、その解消を図る。 あわせて、次年度以降の効果的な予算配賦に資するため、予算配賦の見直し等において情報の収集・分析を行う。</p> <p>(2) 資金の長期借入等を行う場合は、資金管理委員会において、その時期や借入金額等について十分な検討を行った上で、適時適切に借入れを行うとともに、他の業務に支障が生じないような償還計画を作成する。</p> <p>2 自己収入の拡大</p> <p>自己収入について、中期目標を達成するため、スポーツ施設の使用料収入等を増加することはもとより、新たな自己収入の拡大方策を取り入れることも含め、中期目標期間中に多様な財源を確保できるよう、平成30年度に作成した自己収入の拡大のためのロードマップに沿って以下の取組を行う。</p> <p>(1) スポーツ施設について、更なる利用促進に向けた取組を行うとともに、類似施設や周辺施設の状況等を踏まえ、利用料金を検証し、適正な利用料金を設定する。</p> <p>(2) インターネットを通じた新たな寄附金の獲得方策について、令和2年度に試行実施したクラウドファンディングにおいて明らかとなった課題を整理した結果を踏まえて、実施可能なものから順次実施する。</p> <p>(3) 令和元年度に策定したネーミングライツの導入に関する方針を踏まえ、必要に応じて情報収集を行う。</p>

変 更 後 (令和4年9月5日変更届出)	変 更 前 (令和4年3月30日届出)
<p>3 令和4年度の予算（人件費の見積りを含む。）</p> <p>(1) 災害共済給付勘定 別表-1のとおり</p> <p>(2) 免責特約勘定 別表-2のとおり</p> <p>(3) 特定業務勘定 別表-3のとおり</p> <p>(4) 一般勘定 別表-4のとおり</p> <p>4 令和4年度の収支計画</p> <p>(1) 災害共済給付勘定 別表-5のとおり</p> <p>(2) 免責特約勘定 別表-6のとおり</p> <p>(3) 特定業務勘定 別表-7のとおり</p> <p>(4) 一般勘定 別表-8のとおり</p> <p>5 令和4年度の資金計画</p> <p>(1) 災害共済給付勘定 別表-9のとおり</p> <p>(2) 免責特約勘定 別表-10のとおり</p> <p>(3) 特定業務勘定 別表-11のとおり</p> <p>(4) 一般勘定 別表-12のとおり</p> <p>IV 短期借入金の限度額</p> <p>業務運営上必要な短期借入金の限度額は、10億円とする。</p> <p>V 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産の処分に関する計画</p> <p>不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産を処分する計画はない。</p> <p>VI 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画</p>	<p>3 令和4年度の予算（人件費の見積りを含む。）</p> <p>(1) 災害共済給付勘定 別表-1のとおり</p> <p>(2) 免責特約勘定 別表-2のとおり</p> <p>(3) 特定業務勘定 別表-3のとおり</p> <p>(4) 一般勘定 別表-4のとおり</p> <p>4 令和4年度の収支計画</p> <p>(1) 災害共済給付勘定 別表-5のとおり</p> <p>(2) 免責特約勘定 別表-6のとおり</p> <p>(3) 特定業務勘定 別表-7のとおり</p> <p>(4) 一般勘定 別表-8のとおり</p> <p>5 令和4年度の資金計画</p> <p>(1) 災害共済給付勘定 別表-9のとおり</p> <p>(2) 免責特約勘定 別表-10のとおり</p> <p>(3) 特定業務勘定 別表-11のとおり</p> <p>(4) 一般勘定 別表-12のとおり</p> <p>IV 短期借入金の限度額</p> <p>業務運営上必要な短期借入金の限度額は、10億円とする。</p> <p>V 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産の処分に関する計画</p> <p>不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産を処分する計画はない。</p> <p>VI 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画</p>

<p style="text-align: center;">変 更 後 (令和4年9月5日変更届出)</p>	<p style="text-align: center;">変 更 前 (令和4年3月30日届出)</p>
<p>重要な財産等を譲渡し、又は担保に供する計画はない。</p> <p>Ⅶ 剰余金の使途</p> <p>決算において剰余金が生じたときは、次の事項に充てる。</p> <p>(1) スポーツ施設の保守・改修</p> <p>(2) スポーツ振興基金助成事業の充実</p> <p>(3) 情報システム関連の整備</p> <p>(4) 人材育成</p> <p>(5) 職場環境の改善</p> <p>(6) 広報、成果の普及・啓発</p> <p>(7) 主催事業及び調査研究事業の充実</p> <p>Ⅷ その他文部科学省令で定める業務運営に関する事項</p> <p>1 長期的視野に立った施設整備の実施</p> <p>長期的視野に立ったスポーツ施設の整備・修繕計画に基づき、計画的な整備を行う。また、アンケート調査等により、施設利用者のニーズを的確に捉えた整備を行う。</p> <p>(別表-13を参照)</p> <p>(1) 秩父宮ラグビー場については、令和3年度に引き続き、神宮外苑地区市街地再開発事業の枠組の中で移転整備のための手続きを行う。具体的には、スポーツ庁が主催する「ラグビーの振興に関する関係者会議」において決定された「秩父宮ラグビー場移転整備の基本的考え方」(令和3年1月15日決定)を踏まえPFI事業(BT+コンセッション方式)として進めるため、適正な手続きを経て事業者を選定する。なお、移転整備全般において、関係機関と連</p>	<p>重要な財産等を譲渡し、又は担保に供する計画はない。</p> <p>Ⅶ 剰余金の使途</p> <p>決算において剰余金が生じたときは、次の事項に充てる。</p> <p>(1) スポーツ施設の保守・改修</p> <p>(2) スポーツ振興基金助成事業の充実</p> <p>(3) 情報システム関連の整備</p> <p>(4) 人材育成</p> <p>(5) 職場環境の改善</p> <p>(6) 広報、成果の普及・啓発</p> <p>(7) 主催事業及び調査研究事業の充実</p> <p>Ⅷ その他文部科学省令で定める業務運営に関する事項</p> <p>1 長期的視野に立った施設整備の実施</p> <p>長期的視野に立ったスポーツ施設の整備・修繕計画に基づき、計画的な整備を行う。また、アンケート調査等により、施設利用者のニーズを的確に捉えた整備を行う。</p> <p>(別表-13を参照)</p> <p>(1) 秩父宮ラグビー場については、令和3年度に引き続き、神宮外苑地区市街地再開発事業の枠組の中で移転整備のための手続きを行う。具体的には、スポーツ庁が主催する「ラグビーの振興に関する関係者会議」において決定された「秩父宮ラグビー場移転整備の基本的考え方」(令和3年1月15日決定)を踏まえPFI事業(BT+コンセッション方式)として進めるため、適正な手続きを経て事業者を選定する。なお、移転整備全般において、関係機関と連</p>

<p style="text-align: center;">変 更 後 (令和4年9月5日変更届出)</p>	<p style="text-align: center;">変 更 前 (令和4年3月30日届出)</p>
<p>携し、スケジュールを遵守するなど適切に進める。</p> <p>(2) 「独立行政法人日本スポーツ振興センターインフラ長寿命化計画(行動計画)」及び「同(個別施設計画)」に基づき、利用者の安全・安心な施設環境の提供を第一に、老朽改修等の施設整備を推進する。</p> <p>(3) 利用者本位の立場から施設整備を進めるため、施設利用者のアンケート調査等を行うことによりスポーツ施設の改善点のニーズを把握・整理し、対応可能なものから整備する。</p> <p>2 内部統制の強化</p> <p>内部統制については、法令等に対するコンプライアンスに特に留意して業務を行い、法人の目的を有効かつ効率的に果たす観点から、J S C内の内部統制委員会において内部統制アクションプランの策定及び進捗確認を実施し、内部統制の更なる充実・強化を図る。</p> <p>(1) 業務運営に係る経営方針を明確化するため、以下の取組を行う。</p> <p>① 理事長による経営方針説明を実施するとともに、理事長をはじめとする役員と職員との対話の場を設けるなど、J S Cの基本理念、運営方針及び役職員の行動指針の周知徹底を図る。</p> <p>② 組織及び業務運営に係る重要な事項に関して、役員会において適切かつ迅速な意思決定を行い、使用した資料を速やかに共有するとともに、運営点検会議等法人運営に関する会議を職員が視聴できる環境を整えることを通じて情報共有に取り組む。</p>	<p>携し、スケジュールを遵守するなど適切に進める。</p> <p>(2) 「独立行政法人日本スポーツ振興センターインフラ長寿命化計画(行動計画)」及び「同(個別施設計画)」に基づき、利用者の安全・安心な施設環境の提供を第一に、老朽改修等の施設整備を推進する。</p> <p>(3) 利用者本位の立場から施設整備を進めるため、施設利用者のアンケート調査等を行うことによりスポーツ施設の改善点のニーズを把握・整理し、対応可能なものから整備する。</p> <p>2 内部統制の強化</p> <p>内部統制については、法令等に対するコンプライアンスに特に留意して業務を行い、法人の目的を有効かつ効率的に果たす観点から、J S C内の内部統制委員会において内部統制アクションプランの策定及び進捗確認を実施し、内部統制の更なる充実・強化を図る。</p> <p>(1) 業務運営に係る経営方針を明確化するため、以下の取組を行う。</p> <p>① 理事長による経営方針説明を実施するとともに、理事長をはじめとする役員と職員との対話の場を設けるなど、J S Cの基本理念、運営方針及び役職員の行動指針の周知徹底を図る。</p> <p>② 組織及び業務運営に係る重要な事項に関して、役員会において適切かつ迅速な意思決定を行い、使用した資料を速やかに共有するとともに、運営点検会議等法人運営に関する会議を職員が視聴できる環境を整えることを通じて情報共有に取り組む。</p>

<p style="text-align: center;">変 更 後 (令和4年9月5日変更届出)</p>	<p style="text-align: center;">変 更 前 (令和4年3月30日届出)</p>
<p>(2) 内部統制に関する課題を抽出するため、令和3年度までに実施した職員の意識調査の結果に基づき、明らかになった問題点について対策を図る。また、結果を踏まえ、内部統制に対する職員への更なる理解促進を図り、その重要性についても浸透するよう研修等を実施する。</p> <p>(3) 業務が適正かつ効率的、効果的に行われているかモニタリングするとともに、業務実施状況の自己評価を以下のとおり実施する。</p> <p>① 業務運営に関する内部統制の状況及びその有効性に留意した上で令和4年度の監査計画を作成する。同計画に基づき、業務が適正かつ効率的、効果的に行われているか検証し、必要に応じて是正又は改善を促す。また、令和3年度の監査の結果により是正又は改善を促した事項があれば、当該是正改善の措置状況又は改善計画の履行状況について点検を行う。</p> <p>② 業務運営上の課題及びリスクを明確にし、適切に対応するため、理事長を中心とする役員による定期的なミーティング等により業務の進捗等を適宜共有する。また、理事長を委員長とする自己評価委員会において業務実施状況の進行管理を行い、中期計画及び年度計画の達成状況について自己評価を行う。</p> <p>(4) 平成30年度に作成した「内部統制強化に関する5年間を見据えた基本方針」やコンプライアンスのための取組をはじめとした令和3年度の内部統制の推進状況を踏まえ、令和4年度の内部統制アクションプラン及び進捗管理のためのスケジュールを作成し、内部統制アクションプランに記載した事項を着実に実施するとともに、内部統制委員会において定期的に進捗状況を確認すること等により、必要な改善に計画的に取り組む。</p>	<p>(2) 内部統制に関する課題を抽出するため、令和3年度までに実施した職員の意識調査の結果に基づき、明らかになった問題点について対策を図る。また、結果を踏まえ、内部統制に対する職員への更なる理解促進を図り、その重要性についても浸透するよう研修等を実施する。</p> <p>(3) 業務が適正かつ効率的、効果的に行われているかモニタリングするとともに、業務実施状況の自己評価を以下のとおり実施する。</p> <p>① 業務運営に関する内部統制の状況及びその有効性に留意した上で令和4年度の監査計画を作成する。同計画に基づき、業務が適正かつ効率的、効果的に行われているか検証し、必要に応じて是正又は改善を促す。また、令和3年度の監査の結果により是正又は改善を促した事項があれば、当該是正改善の措置状況又は改善計画の履行状況について点検を行う。</p> <p>② 業務運営上の課題及びリスクを明確にし、適切に対応するため、理事長を中心とする役員による定期的なミーティング等により業務の進捗等を適宜共有する。また、理事長を委員長とする自己評価委員会において業務実施状況の進行管理を行い、中期計画及び年度計画の達成状況について自己評価を行う。</p> <p>(4) 平成30年度に作成した「内部統制強化に関する5年間を見据えた基本方針」やコンプライアンスのための取組をはじめとした令和3年度の内部統制の推進状況を踏まえ、令和4年度の内部統制アクションプラン及び進捗管理のためのスケジュールを作成し、内部統制アクションプランに記載した事項を着実に実施するとともに、内部統制委員会において定期的に進捗状況を確認すること等により、必要な改善に計画的に取り組む。</p>

<p style="text-align: center;">変 更 後 (令和4年9月5日変更届出)</p>	<p style="text-align: center;">変 更 前 (令和4年3月30日届出)</p>
<p>(5) リスク管理・危機対応については、リスク管理委員会を中心として、前年度のアクションプログラムの取組状況の検証・モニタリング結果を踏まえ、令和4年度のリスク管理基本計画及びアクションプログラムを策定し、リスク対策を着実に実施する。</p> <p>3 適正な人員配置等</p> <p>JSCを取り巻く環境を踏まえつつ、変容する社会に対応し、スポーツ振興を通じた新たな価値の創出や社会的課題解決への貢献を行うため、中長期的な戦略を推進するとともに、質の高い業務運営を行い、組織の機能を向上させるよう、適正かつ柔軟な人員配置を行うため、以下の取組を行う。</p> <p>(1) 組織の規模を適切に管理するため、既存業務の点検等による業務の効率化を行うとともに、「人事・人材育成の基本的な考え方」に加え、この考え方を実現するための人員計画の策定等必要な取組を踏まえ、専門性の高い人材を確保するなど、以下の取組を行う。</p> <p>① 今中期目標である「人件費5%以上の削減」達成のため、計画的な採用を行うとともに、持続可能な組織のため、年齢、性別等のバランスを考慮する。また、研究・支援や施設の整備・管理・運営等の様々な業務に精通した人材を、人事交流、内部登用試験等の多様な方法により確保する。</p> <p>② 今中期目標期間において、特に優先度の高いとされた業務を着実に推進しつつ、次期中期目標期間を見据え、専門的知識を有する外部人材を配置するなど、必要な体制を整備する。</p> <p>(2) 業務の効果的、効率的な実施のため、超過勤務時間の調査や、各部等における固有の状況を把握するためのヒアリングを通じて、業務量を随時検証し、</p>	<p>(5) リスク管理・危機対応については、リスク管理委員会を中心として、前年度のアクションプログラムの取組状況の検証・モニタリング結果を踏まえ、令和4年度のリスク管理基本計画及びアクションプログラムを策定し、リスク対策を着実に実施する。</p> <p>3 適正な人員配置等</p> <p>JSCを取り巻く環境を踏まえつつ、変容する社会に対応し、スポーツ振興を通じた新たな価値の創出や社会的課題解決への貢献を行うため、中長期的な戦略を推進するとともに、質の高い業務運営を行い、組織の機能を向上させるよう、適正かつ柔軟な人員配置を行うため、以下の取組を行う。</p> <p>(1) 組織の規模を適切に管理するため、既存業務の点検等による業務の効率化を行うとともに、「人事・人材育成の基本的な考え方」に加え、この考え方を実現するための人員計画の策定等必要な取組を踏まえ、専門性の高い人材を確保するなど、以下の取組を行う。</p> <p>① 今中期目標である「人件費5%以上の削減」達成のため、計画的な採用を行うとともに、持続可能な組織のため、年齢、性別等のバランスを考慮する。また、研究・支援や施設の整備・管理・運営等の様々な業務に精通した人材を、人事交流、内部登用試験等の多様な方法により確保する。</p> <p>② 今中期目標期間において、特に優先度の高いとされた業務を着実に推進しつつ、次期中期目標期間を見据え、専門的知識を有する外部人材を配置するなど、必要な体制を整備する。</p> <p>(2) 業務の効果的、効率的な実施のため、超過勤務時間の調査や、各部等における固有の状況を把握するためのヒアリングを通じて、業務量を随時検証し、</p>

<p style="text-align: center;">変 更 後 (令和4年9月5日変更届出)</p>	<p style="text-align: center;">変 更 前 (令和4年3月30日届出)</p>
<p>必要に応じた組織体制及び人員計画の適正かつ柔軟な見直しを行う。</p> <p>(3) 職員の能力や専門性、モチベーションを向上させるため、J S Cを取り巻く環境や中長期的な戦略を踏まえつつ、「人事・人材育成の基本的な考え方」等に基づき、「評価」「研修」「異動」を一体的に運用する等効果的な人材育成を図る。</p> <p>(4) 男女共同参画、ワーク・ライフ・バランス、障害者雇用、ハラスメント防止、メンタルヘルス対策の推進等、以下の取組を行うことにより職場環境の充実を図る。</p> <p>① 男女共同参画基本方針における役職員の採用・管理職等の登用に占める女性割合を踏まえ、計画的な男女共同参画のより一層の推進に努める。</p> <p>② 業務の効率性にも配慮し、ワーク・ライフ・バランスの実現に資するよう、社会環境の変化に応じた、テレワーク等の検討を推進する。</p> <p>③ 障害者の働きやすい職場環境を整備し、法定雇用率を遵守した採用を推進するとともに、その定着に努める。</p> <p>④ ハラスメント防止の取組として、職員の意識調査の結果も踏まえ、役職員の意識向上のための研修等を実施する。</p> <p>⑤ メンタルヘルスを含めた労働衛生、役職員の健康管理等の取組として、引き続き、産業医と連携することによる相談・サポート体制の充実を図る。</p> <p>4 情報セキュリティ対策の強化</p> <p>情報セキュリティについて以下の取組を行うことにより、情報システムに対するサイバー攻撃への防御力、攻撃に対する組織的対応能力を強化する。</p>	<p>必要に応じた組織体制及び人員計画の適正かつ柔軟な見直しを行う。</p> <p>(3) 職員の能力や専門性、モチベーションを向上させるため、J S Cを取り巻く環境や中長期的な戦略を踏まえつつ、「人事・人材育成の基本的な考え方」等に基づき、「評価」「研修」「異動」を一体的に運用する等効果的な人材育成を図る。</p> <p>(4) 男女共同参画、ワーク・ライフ・バランス、障害者雇用、ハラスメント防止、メンタルヘルス対策の推進等、以下の取組を行うことにより職場環境の充実を図る。</p> <p>① 男女共同参画基本方針における役職員の採用・管理職等の登用に占める女性割合を踏まえ、計画的な男女共同参画のより一層の推進に努める。</p> <p>② 業務の効率性にも配慮し、ワーク・ライフ・バランスの実現に資するよう、社会環境の変化に応じた、テレワーク等の検討を推進する。</p> <p>③ 障害者の働きやすい職場環境を整備し、法定雇用率を遵守した採用を推進するとともに、その定着に努める。</p> <p>④ ハラスメント防止の取組として、職員の意識調査の結果も踏まえ、役職員の意識向上のための研修等を実施する。</p> <p>⑤ メンタルヘルスを含めた労働衛生、役職員の健康管理等の取組として、引き続き、産業医と連携することによる相談・サポート体制の充実を図る。</p> <p>4 情報セキュリティ対策の強化</p> <p>情報セキュリティについて以下の取組を行うことにより、情報システムに対するサイバー攻撃への防御力、攻撃に対する組織的対応能力を強化する。</p>

<p style="text-align: center;">変 更 後 (令和4年9月5日変更届出)</p>	<p style="text-align: center;">変 更 前 (令和4年3月30日届出)</p>
<p>(1) 情報セキュリティレベルを高めるため、政府が定める「サイバーセキュリティ戦略」(令和3年9月28日閣議決定)及び「統一基準群」等を踏まえ、整備した情報セキュリティ関連規程等の周知徹底を図り、情報セキュリティに関しての理解度の向上を図る。</p> <p>(2) 全ての役職員を対象とした情報セキュリティに関する研修を昨今の動向を踏まえて実施し、その周知・習得を図り、組織的対応能力を強化する。また、研修後にアンケート調査を実施し、理解度を測定するとともに研修内容の改善及び充実を図る。</p> <p>(3) 情報セキュリティに関する業務に従事する職員を対象に、政府系機関主催の研修会等に職員を参加させるとともに、内部研修を実施し、専門性を高めることにより、組織全体の情報セキュリティの充実を図る。</p> <p>(4) 令和3年度まで実施された情報セキュリティ監査での指摘事項等を踏まえて策定した「情報セキュリティ対策推進計画」に基づき、改善策を着実に実施する。</p> <p>なお、令和4年度は情報セキュリティに係る中長期計画である「JSC情報セキュリティ対策推進計画(2019-22年度)」の最終年度でもあることを踏まえ、同計画を見直すなど、今後策定する予定の「JSC情報セキュリティ対策推進計画(中長期計画)」に反映させ、更なる情報セキュリティ対策の改善を促進する。</p> <p>5 中期目標の期間を超える債務負担行為 中期目標期間を超える債務負担として、次のものについて行う。</p>	<p>(1) 情報セキュリティレベルを高めるため、政府が定める「サイバーセキュリティ戦略」(令和3年9月28日閣議決定)及び「統一基準群」等を踏まえ、整備した情報セキュリティ関連規程等の周知徹底を図り、情報セキュリティに関しての理解度の向上を図る。</p> <p>(2) 全ての役職員を対象とした情報セキュリティに関する研修を昨今の動向を踏まえて実施し、その周知・習得を図り、組織的対応能力を強化する。また、研修後にアンケート調査を実施し、理解度を測定するとともに研修内容の改善及び充実を図る。</p> <p>(3) 情報セキュリティに関する業務に従事する職員を対象に、政府系機関主催の研修会等に職員を参加させるとともに、内部研修を実施し、専門性を高めることにより、組織全体の情報セキュリティの充実を図る。</p> <p>(4) 令和3年度まで実施された情報セキュリティ監査での指摘事項等を踏まえて策定した「情報セキュリティ対策推進計画」に基づき、改善策を着実に実施する。</p> <p>なお、令和4年度は情報セキュリティに係る中長期計画である「JSC情報セキュリティ対策推進計画(2019-22年度)」の最終年度でもあることを踏まえ、同計画を見直すなど、今後策定する予定の「JSC情報セキュリティ対策推進計画(中長期計画)」に反映させ、更なる情報セキュリティ対策の改善を促進する。</p> <p>5 中期目標の期間を超える債務負担行為 中期目標期間を超える債務負担として、次のものについて行う。</p>

<p style="text-align: center;">変 更 後</p> <p style="text-align: center;">(令和4年9月5日変更届出)</p>	<p style="text-align: center;">変 更 前</p> <p style="text-align: center;">(令和4年3月30日届出)</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・ 国立競技場敷地の一部である東京都有地、新宿区有地及び渋谷区有地を対象とする一般定期借地権設定契約に係る土地賃借料その他当該借地契約に基づく債務 ・ 特定業務における経費の支払に係る長期借入金の一部 <p>6 積立金の使途</p> <p>前中期目標期間の最終年度における積立金残高のうち、文部科学大臣の承認を受けた金額については、独立行政法人日本スポーツ振興センター法（平成14年法律第162号）に定める業務の財源に充てる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国立競技場敷地の一部である東京都有地、新宿区有地及び渋谷区有地を対象とする一般定期借地権設定契約に係る土地賃借料その他当該借地契約に基づく債務 ・ 特定業務における経費の支払に係る長期借入金の一部 <p>6 積立金の使途</p> <p>前中期目標期間の最終年度における積立金残高のうち、文部科学大臣の承認を受けた金額については、独立行政法人日本スポーツ振興センター法（平成14年法律第162号）に定める業務の財源に充てる。</p>